



# 島根県報

令和3年3月5日(金)

号外第21号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【選管規程】

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程	2
選挙運動等実施規程の一部を改正する規程	2
島根県議会議員及び島根県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する規程 の一部を改正する規程	4

**選 挙 管 理 委 員 会 規 程**

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

**島根県選挙管理委員会規程第1号**

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和28年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5号様式から第7号様式までの様式中「**㊦**」を削る。

第8号様式の3中「印」を削る。

第15号様式中「**㊦**」を削る。

第17号様式、第18号様式、第22号様式、第24号様式、第29号様式の3、第32号様式、第34号様式から第37号様式まで及び第42号様式中「**㊦**」を削る。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

---

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

**島根県選挙管理委員会規程第2号**

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（昭和30年島根県選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第62条の5第1項中「記入するとともに、当該責任者の印を押印し」を「記入し」に改める。

第1号様式（その1）中「印」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第1号様式（その2）中「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 候補者（推薦届出者）本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第2号様式及び第3号様式中「**㊦**」を削る。

第6号様式の1中「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第6号様式の3（その1）中「印」を削り、同様の備考を次のように改める。

備考 1 代表者は、島根県を単位とする支部の代表者をもって代えることができる。

2 政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治

団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第6号様式の3(その2)中「㊟」を削り、同様式(その2)に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第10号様式の7中「) 印」を「) 」に改める。

第10号様式の8中「) 印」を「) 」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第16号様式中「㊟」及び「印」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第24号様式中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第25号様式中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第26号様式中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第28号様式の4中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

第28号様式の6中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第28号様式の10中「印」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 政治団体の代表者本人提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第28号様式の11中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

第28号様式の14中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第28号様式の15中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に

あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第29号様式（選任届）中「㊟」及び「印」を削り、同様式（選任届）の備考を次のように改める。

- 備考 1 候補者（氏名）は、候補者届出政党又は推薦届出者が届け出る場合にのみ記載する。
- 2 候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第29号様式（異動届）中「㊟」及び「印」を削り、同様式（異動届）の備考を次のように改める。

- 備考 1 候補者（氏名）は、候補者届出政党又は推薦届出者が届け出る場合にのみ記載する。
- 2 候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第30号様式（職務代行開始届）中「㊟」及び「印」を削り、同様式（職務代行開始届）の備考を次のように改める。

- 備考 1 候補者（氏名）は、候補者届出政党又は推薦届出者が届け出る場合にのみ記載する。
- 2 候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第30号様式（職務代行終了届）中「㊟」及び「印」を削り、同様式（職務代行終了届）の備考を次のように改める。

- 備考 1 候補者（氏名）は、候補者届出政党又は推薦届出者が届け出る場合にのみ記載する。
- 2 候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

## 島根県選挙管理委員会規程第3号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年島根県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1中「㊟」を削り、同様式その1備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第1号様式その2中「㊟」を削り、同様式その2備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写し及び積算書（写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費等の区分により記載）の写しを添付してください。

- 候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第1号様式その3中「㊟」を削り、同様式その3備考を次のように改める。

備考

- 契約届出書には、契約書の写し及び積算書（写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費等の区分により記載）の写しを添付してください。
- 候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式その1中「㊟」を削り、同様式その1備考に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式その2中「㊟」を削り、同様式その2備考に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式その3中「㊟」を削り、同様式その3備考に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第4号様式から第6号様式までの様式中「㊟」を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 契約業者等（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 契約業者等（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第9号様式中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 契約業者等（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。